

Title	一世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって： クロス=チャンネル・エステイトの構造解明のために
Sub Title	Autour du cartulaire de l'abbaye de la Trinite de Caen à la fin du XIIe siècle : une approche de la gestion du domaine des deux côtés de la Manche
Author	藤本, 太美子(Fujimoto, Tamiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2001
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.70, No.3/4 (2001. 7) ,p.101(451)- 133(483)
JaLC DOI	
Abstract	L'abbaye de femmes fondee par Guillaume le Conquerant a la veille de la conquete de l'Angleterre, la Trinite de Caen s'est developpee rapidement comme un grand seigneur dont de vastes possessions etaient situees sur les deux cotes de la Manche (cross-Channel estate). Les premiers siecles du domaine de la Trinite ont ete jusqu'a maintenant etudies separement pour les proprietes normandes et anglaises, malgre la transmission des documents par un seul cartulaire elabore a la fin du XII ^e siecle. Get article est un essai de rompre avec cette historiographie malheureuse. La selection documentaire de ce cartulaire semble avoir deux criteres : l'anciennete par laquelle l'autorite de Guillaume est soulignee et l'exhaustivite quant aux possessions mentionnees dans un document. Les documents sont disposes selon un plan : ceux concernant le domaine primaire constituent une premiere partie ; une place centrale est occupee par le seul document mentionnant a la fois les biens normands et anglais lors de la redaction du cartulaire- une notice de Guillaume instituant leur allocation a differents offices de l'abbaye ; des documents relatifs a l'etat de choses ulterieur forment une troisieme partie. L'aspiration d'administrer les possessions continentales et anglaises dans leur totalite, percue ainsi travers le cartulaire, permet de nous faire une image du grand seigneur anglo-normand en double difficulte : en plus de la richesse fonciere divisee par la Manche, le moment de la separation politique de Normandie et d'Angleterre etait tout proche. Cette image se manifeste d'autant plus clairement dans notre cartulaire que la Trinite, se detachant de la protection ducale/royale au cours du XII ^e siecle, devait achever une independance complete archivistique vis-a-vis des moines de Saint-Etienne de Caen, egalement fort proteges au debut par la famille ducale/royale.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20010700-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって

——クロスリチャネル・エステイトの構造説明のために——

藤 本 太美子

はじめに

ラ・トリニテ修道院は、ノルマンデイ公領の第二の首都として発展した都市カン (Caen) に、公ウイリアムと公妃マチルドの夫妻により、男子修道院であるサン・テチエンヌ修道院とともに建立された女子修道院である。ノルマン征服直前の一〇六六年六月に献堂されたこの修道院は、公家ロイングランド王家からの強大な支援を得て、ノルマンデイのみならず獲得されたばかりのイングランドにも豊富な所領を持つ大領主へと急成長を遂げた⁽¹⁾。ラ・トリニテ修道院領は、特に一二世紀に実施された⁽²⁾二回の所領調査を中心として、中世農村社会・荘園経済⁽³⁾の解明の題材として注目を集めてきた。近年、この修道院関係の史料集が刊行されたが、それは、M・チブノール

によるイングランド所領関係のものと、その第二部として一二年後に出版されたJ・ウォルムズレイによるフランス所領関係のものに二分されている⁽⁴⁾。この刊行状況に象徴されるように、これまでラ・トリニテ修道院領は、伝統的にイングランドとノルマンデイとが別々に考察対象となってきた。しかし、同一領主に属する所領の考察が分断されていることには、問題があると言わねばならない。

イングランドとノルマンデイという二つの地域を対象とした前述の所領調査が伝来しているのは、一二世紀末に作成された同じ一冊のカルチュレールによってである。カルチュレールとは、国際文書形式学委員会 (Commission internationale de diplomatique) の定義によれば、「自らの財産と権利に関する証書や、その歴史もしくは

管理に関わる文書を、保管を確実にし参照を容易にするために、全体あるいは時に抜粋の形で書き写した（あるいは書き写させた）個人または法人によって作成された、自らに伝来する文書の転写集成」であり、特に教会組織によって広く作られたが、従来それ自体に研究者の注意が向けられることはほとんどなかった。文書の原本が伝来しないことが多い限り、それは歴史研究にとって必須の史料類型ではあるが、単なる文書史料伝来の一媒体とみなされてきたためである。⁽⁶⁾しかし、史料論研究の進展と共に、最近では、カルチュレールそのものを対象とする考察が試みられるようになってきている。⁽⁷⁾そのなかで、これまでほとんど無視されてきたその法的有効性についての議論も行われるなど、⁽⁸⁾カルチュレールに関する認識もきわめて豊かになっている。こういった現状にも関わらず、ラ・トリニテのカルチュレールにはこのようなアプローチは未だなされていない。⁽⁹⁾

ラ・トリニテ修道院は、一〇六六年から一二〇四年までといういわゆる「アングロノルマン王国」⁽¹⁰⁾の時代に、英仏海峡を挟んで存在するクロス・チャネル・エステイト（cross-Channel estate）⁽¹¹⁾を維持した教会領主の代表例である。そして、カルチュレールが作成されたのは、ま

さにこの時期に当たる一二世紀末なのである。この点からも、研究者の問題関心によってノルマンデイ或いはイングランドのどちらかのみを枠組みとして選択した検討は、ラ・トリニテ領の研究としては大きな限界を持っている。そして、カルチュレールに収められた記録を個別にのみ扱うことを通じて、同時代人にとって何らかの意味を持つていたであろう書冊全体の構成をほとんど考慮せずにきた従来のアプローチは不十分であったと考えざるをえないのである。

そこで本稿では、当修道院のカルチュレールの内容構成を分析し、その作成意図を考察することによって、修道院によってイングランドとノルマンデイに広がる所領が当時どのように把握されていたかを探りたい。

註

(1) ドゥームズデイ調査（一〇八六年）時には、イングランドに所領を持つ在外修道院のうち所領価値第二位の大領主であった。Knowles, D., *The Monastic Order in England* 940-1216, Cambridge, 1940, p. 703.

(2) その概要は、藤本太美子「ラ・トリニテ修道院による一二世紀所領調査—予備的考察—」『比較文化研究論集』(久留米大学大学院) 六、一九九九年、二五—四四頁を参

照。

- (c) ノルマンディ所領に関する Carabie, R., *La propriété foncière dans le très ancien droit normand (XIe-XIIIe siècles)*, I, *La propriété domaniale*, Caen, 1943, pp. 149-165 や 'ノルマンディ所領に関する Birdsall, J., *The English Manors of the Abbey of La Trinité at Caen, Anniversary Essays in Mediaeval History by Students of Charles Homer Haskins*, Cambridge, 1929, pp. 25-44; Postan, M.M., *The Chronology of Labour Services, Transactions of the Royal Historical Society*, 4th ser.xx, 1937, pp. 169-93 rep. in Id., *Essays on Mediaeval Agriculture and General Problems of the Medieval Economy*, Cambridge, 1973, pp. 89-106 (佐藤伊久男訳「職役の年代考証」『イギリス封建社会の展開』(第二版) 未来社'一九七六年'九一五〇頁) が代表的である。
- (d) Chibnall, M.(ed.), *Charters and Customals of the Abbey of Holy Trinity Caen*, Oxford, 1982; Walmesley, J.(ed.), *Charters and Customals of The Abbey of Holy Trinity Caen*, Part 2, *The French Estates*, Oxford, 1994.
- (e) Carcel Ortí, M. M.(ed.), *Vocabulaire international de la diplomatique*, Valencia, 1997, art. 74, pp. 35-36.
- (f) Cf. Giry, A., *Manuel de Diplomatique*, Paris, 1894, pp. 31-32; Carcel Ortí, *op. cit.*, p. 36.
- (g) Cf. Genet, J.-P., *Cartulaires, registres, et histoire: l'exemple anglais*, Guenée, B.(ed.), *Le métier d'historien au moyen âge. Etude sur l'historiographie médiévale*, Paris, 1977,

- pp. 95-138; Foulds, T., *Medieval Cartularies*, *Archives*, 18, no.77, 1987, pp. 3-35. したがった動向を代表するのが、一九九一年にパリにおいて開催された「カルチュレール研究集会」であり、その際の議論は次の論文集にもまとめられている。Guyotjeannin, O./Morelle, L./Parisse, M.(éds.), *Les cartulaires. Actes de la Table ronde organisée par l'Ecole nationale des chartes et le G.D.R. 121 du C.N.R.S. (Paris, 5-7 décembre 1991)*, Paris, 1993. なお、岡崎敦「フランスにおける中世古文書学の現在—カルチュレール研究集会に出席して—」『史学雑誌』一〇二'一九九三年'八九—一〇頁を参照。他に「最近の論文とついで」Van Synghel, G., *Observations on the Entry and Copying in the Cartularies with Charters of the Province of North Brabant*, *Blockmans, W./Boone, M./Hempenne, T.(eds.), Secretum Scriptorium, Liber alumnorum Walter Prevenier*, Leuven, 1999, pp. 77-52; Baldwin, J. W., Etienne de Gallardon and the Making of the Cartulary of Bourges, *Viator*, 31, 2000, pp. 121-146 や参考をいす。
- (h) Cf. Geary P., *Entre gestion et gesta*, Guyotjeannin/Morelle/Parisse, *op. cit.*, pp. 16-26; Parisse, M., *Conclusion. Les cartulaires: copies ou sources originales?*, *Ibid.*, pp. 509-510.
- (i) 史料集の編者チブノールとウォルムスレイはカルチュレールの内容構成に多少は注意を向けているが、非常に簡単な考察にすぎない。Chibnall, *op. cit.*, pp. xxi-xxii;

Walmesley, *op. cit.*, pp. 1-2.

- (10) 周知のように、J・ルーパトゥールによって提唱されたノルマン征服以後のノルマンディとイングランドの一体性を強調する立場は、それまでの国民国家の枠に囚われた研究に再検討を迫るものとして、活発な議論を喚起している。Le Patourel, J., *The Norman Empire*, Oxford, 1976; Hollister, C.W., *Normandy, France and the Anglo-Norman regnum*, *Speculum*, 51, 1976, pp. 202-242 (rep. *idem*, *Monarchy, Magnates and Institutions in the Anglo-Norman World*, London, 1986); Holt, J. C., *The End of the Anglo-Norman Realm, Magna Carta and Medieval Government*, London, 1985, pp. 23-65. この論争の経緯については、有光秀行「アングロ・ノルマン王国」論のゆくえ」イギリス中世史研究会編『中世イングランドの社会と国家』山川出版社、一九九四年、八九—一四頁を参照。
- (11) 当該期のイングランドとノルマンディの一体性をめぐる議論の中で、クロスチャネル・エステイトに対しては、国制史的な視点から特に世俗領が注目されてきた。Le Patourel, *op. cit.*, pp. 190-201; Green, J., *Unity and Disunity in the Anglo-Norman State*, *Historical Research*, 62, 1989, pp. 115-34; Bates, D., *Normandy and England after 1066*, *English Historical Review*, 104, 1989, pp. 851-880. なお、筆者は先に、中世盛期西欧の社会経済史研究における考察の枠組みとして、「アングロノルマン王国」という政治的単位が検討に値する可能性を指摘した。藤本太美

子「一一—一三世紀ノルマンディとイングランドにおける *burgagium*」『史学雑誌』第一〇九編第八号、三五—六〇頁。

一 カルチュレールの体裁と構成

少なくとも七冊が伝来しているラ・トリニテ修道院のカルチュレールのうち、⁽¹⁾本稿が対象とするのはその最初のものであり、フランス国立図書館 (*Bibliothèque nationale*) に分類番号 MS Latin 5650 として所蔵されている。⁽²⁾その収録文書は、前述の二冊の同修道院史料集に加え、L・ミュツセ編纂のウイリアム／マチルド文書集を通じて刊行されており、⁽³⁾その他数点の史料集を利用すれば、⁽⁴⁾カルチュレールに収められた個々の文書の全体を刊本として参照することができる。さらに本稿では、マイクロフィルムとして手書本を参照し、それによる情報を参考にしつつ、このカルチュレールの再構成を試みた。

ラ・トリニテの初期史に関する史料の伝来状況は決して良好とは言えないが、⁽⁵⁾その中でこのカルチュレールは例外的に逸失を免れて伝来している。⁽⁶⁾これは、縦二〇三ミリ×横一三〇ミリの八つ折版で、当初は一一の折丁を含んでいたが、後代に現在では痛みが激しく一葉が欠如し

ている一二冊目の折丁（第八九葉―九五葉）が追加され、この形で現存する。⁽⁷⁾この最後の折丁を除けば、一一冊目の折丁まで切り取りも欠落もなく、カルチュレール作成当初の羊皮紙八八葉が完全な形で伝来している。全体を通じて図像はなく装飾文字も簡単なものであり、総じてシンプルな作りという印象を与えている。筆跡は、第一葉から第八七葉表の約三分の一までが一二世紀末の単一筆跡、以後第八八葉裏までが一二世紀の複数筆跡である。

一二世紀末単一筆跡の部分は、通常一頁が二二―二三行からなり、一行に三九から五一の大きくて読みやすい本型筆跡の文字が書き込まれている。このカルチュレールでは、一二世紀末に八八葉を含む一一折丁が準備され、それらをまとめてカルチュレールが一旦作成されたその時点では、なお最後の二葉弱が空白のまま残されていた。そして一三世紀に順次七通の文書がこの部分に筆写されていったのである。したがって、折丁一一冊分に満たない単一筆跡の第八七葉表までが、カルチュレール作成当初に意図された内容を記していることになるため、本稿では、この第八七葉表までの部分を考察範囲とする。

表1（二二三―二七頁）は、カルチュレールの第一二折丁が合体される以前の構成を示しているが、ここでは

筆写されている個別的な記録（調査については各所領に

あてられた部分）の間の区分が明確であるため、私自身

でへへ内に整理番号を付した。⁽⁹⁾収められた各記録の年

代は、最も古いものがへ2の1066年、最も新しい

ものがへ3の1183年であり、一二0年ほどの幅が

ある。分量は、全体の半分以上をへ8へ14へ27へ31

へ32の所領調査が占め、残りは、定式性を具えた文書

であり行為主体が一人称で語られるシャルト（charte）

をはじめとして、書式の面では略式の、行為主体が三人

称で客観的に語られるノティス（notice）、⁽¹¹⁾および雑多

なメモヤリストからなる二七の記録である。発給者・当

事者⁽¹²⁾が明確な文書二〇通のうち、一〇通が王侯によつて

いる（うち六通がウィリアム一世発給）。これらのうち

一通はノティス的な形で筆写されている（後に検討する

へ7文書）が、他の九通はそのままシャルトの形で収

められている。高位聖職者の文書としては、ラ・トリニ

テの女子修道院長がシャルト一通・ノティス三通の計四

通、テュークスベリ修道院長発給のシャルト一通が筆写

されている。これに対して、俗人の文書五通は全てノ

ティス（へ3へ16へ17へ18へ19）である。このよう

な区別はカルチュレールへの筆写段階でなされた可能性

もあり、発給者の社会的権威に依じて、正式なシャルトと略式のノティスとが、筆写もしくはそれ以前の段階において使い分けられる傾向があったということができよう。

同時代のカルチュレールは、地理・年代・発給者・テーマなどに従って、ある程度体系的な編成を持つことも多かったが、ラ・トリニテの場合はどのようなであったのだろうか。まず、 $\langle 1 \rangle$ から $\langle 7 \rangle$ までは、主として修道院初期に由来するウイリアム一世をはじめとする権威者発給の文書が集められている。次いで $\langle 8 \rangle$ から $\langle 14 \rangle$ には、ノルマンデイとイングランドの第一次所領調査があるが、それらの間に雑多な記録が挟まれている。さらに $\langle 15 \rangle$ から $\langle 26 \rangle$ にかけて、主に個別の土地・権利取引文書があり、そして $\langle 27 \rangle$ から $\langle 32 \rangle$ には、ノルマンデイの一所領ウイトラム (Ouisreham) の調査と第二次所領調査が収められている。

このような構成には、年代順配列への配慮が多少は窺われるし、発給者ごとでのまとまりもなくはないが、全体的な規則性を認めることは難しい。たとえば、 $\langle 7 \rangle$ までの権威者発給文書では、年代的には最初に来るはずのラ・トリニテ修道院創設文書 $\langle 2 \rangle$ よりも、その十数

年後の $\langle 1 \rangle$ が先に掲げられているし、内容の点でも、ノルマンデイの一所領の小領主に関する異質な文書 $\langle 3 \rangle$ が入り込んでいる。また、同時期に実施されたノルマンデイとイングランドの第一次調査が離れて収められている上に、その間に挟まれた諸記録には、年代にも内容にも統一性が感じられない。さらに、 $\langle 15 \rangle$ から $\langle 26 \rangle$ の土地・権利取引文書では、いちおう俗人・女子修道院長・王侯といった発給者別のまとまりがあるとはいえ、ウイリアム一世とヘンリー一世との文書 $\langle 24 \rangle$ $\langle 26 \rangle$ は、 $\langle 1 \rangle$ から $\langle 7 \rangle$ までの権威者発給文書と同種類のものとして、一括してまとめられても良さそうである。このように、このカルチュレールの構成は一見無秩序に見えるが、その中に作成者の何らかの意図がかくれてはいないのだろうか。以下では、この点についてより具体的に検討を進めたい。

註

(1) Stein, H., *Bibliographie generale des cartulaires français ou relatifs a l'histoire de France*, Paris, 1907, nos. 709, 710, p. 100 には二冊が挙げられているが、他に五冊の伝来が H・ルグラによって確認されている。Legras, H., *Le bouc-page de Caen*, Paris, 1911, pp. 12-13, 22. 本稿で扱わない

六冊は、いずれもカルヴァドス文書館 (Archives du Calvados) 所蔵で、主に一二世紀から一五世紀にかけての文書を収めている。

(2) Cf. Stein, *op. cit.*, no. 710, p. 100. なお、このカルチュレールの作成当時における表題の有無は不明であるが、第一葉表の上余白には「カンのラ・トリニテ修道院の文書集」(*Chartier de l'abbaye de la Sainte Trinite de Caen*) というフランス語表題が、後代の筆跡で記入されている。

(3) Musset, L., *Les actes de Guillaume le Conquerant et de la reine Mathilde pour les abbayes caennaises* (Mémoires de la Société Antiquaires de Normandie, XXXVII), Caen, 1967.

(4) 本稿において利用した史料集は表2下の刊本典拠を参照。

(5) Musset, *op. cit.*, p. 22; Chibnall, *op. cit.*, p. xxii. 革命時の破壊などを経て、ウイリアム一世夫妻発給文書の原本は残念ながら一通も伝来していない。また後に触れるようにカルチュレール収録文書のうちで原本が伝来するのは二通のみである。

(6) このカルチュレールは一七世紀末までラ・トリニテ修道院に伝来していたが、その後二人の管理者の手を経た後に、一七三六年に国王図書館 (Bibliothèque du Roi) 所蔵となり、一九世紀にモロッコ革の装丁を施された状態で現在に至っている。Musset, *op. cit.*, p. 22.

(7) Chibnall, *op. cit.*, p. xxii.

(8) カルチュレールの作成年代は、そこに含まれる最も新

しい記録の年代以降ということになる。ラ・トリニテの場合にはそうした記録の年代そのものが、後述するように問題を含んでいる。いずれにせよ、H・スタンは二三世紀と考えたが (Stein, *op. cit.*, no. 709, p. 100)、『ミュッセは一二世紀末と判断し、その後の研究者も後者に従っている。Musset, *op. cit.*, p. 22.

(9) 本稿では、表2も含めて、記録や文書の一つ一つを番号によって示している。各記録・文書の史料集での典拠は、表1・表2の刊本欄を参照。

(10) Walsley, *op. cit.*, Cartulary Documents, no. 1, pp. 112-113. <3> 文書の年代については、やや注意が必要である。テキストでは、その内容となっている和解譲渡が行われたのが、「カンにおいて、王が同所でクリスマスにザクセン公とともに宮廷を営んでいた、主の受肉から一八二年目の年の、聖イレールの祝祭後の八日目 (二月二〇日)」(*ad octavas Sancti Hylarii apud Cadomum, anno ab incarnatione domini MCLXXXII quo tenuit rex curiam suam ibidem ad Natale cum duce Saxonie*) と記されている。当時一般的であったクリスマス暦における一八二年のクリスマスは、現在でいえば一一八一年二月二五日となるが (Cf. Giry, *op. cit.*, pp. 103-110, 115; Merdrignac, B./Chedeville, A., *Les sciences annexes en histoire du Moyen Age*, Rennes, 1998, pp. 32-33)、『ザクセン公ハインリヒ獅子公らとともにヘンリ二世がカンへ滞在したのは一一八二年のクリスマスであることが、同時代の年代記の記述など

から明らかである。したがって、ここで言及されている日付は、現在でいう一八三年の一月二〇日を意味すると考えられる。Deisle/Berger, *op. cit.*, II, p. 251, n. 1; Cf. Haskins, Ch.H., *Norman Institutions*, New York, 1918 (rep. 1967), pp. 183, 334.

(11) Cf. Carcel Ortí, *op. cit.*, arts. 168, 387, pp. 52, 96.

(12) 上記で当事者とするのは、文書の発給者が明言されていない場合に、行為主体として述べられる者を指している。

(13) Giry, *op. cit.*, pp. 30-31; Davis, G.R.C. (ed.), *Medieval Cartularies of Great Britain: a Short Catalogue*, London, 1958, p. xii; Walker, D., *The Organization of Material in Medieval Cartularies*, Bullough, D.A./Storey, R.L. (eds.), *The Study of Medieval Records: Essays in Honour of Kathleen Major*, Oxford, 1971, pp. 134-142; 宮松浩憲「中世フランスの文書庫、文書集、文書—中世人の文書観—」『久留米大学産業経済研究』第三〇巻、一九八九年、二四一—二四三頁。

二 作成意図の考察

このカルチュレールには、作成状況を述べる序文の類は不在である。またラ・トリニテには記述史料の伝来がなく、当時の様子を直接に語る史料はない。したがってここでは、カルチュレールの作成意図に接近するために、

収録文書の選択、配列の決定、および見出し付けとレイアウトという、作成者の意思を反映させることのできる作業に注目して分析してみたい。

(一) 収録文書の選択

ラ・トリニテ修道院については、カルチュレールと同時代の文書で、これに収録されなかったものがいくらか伝来しており、両者の対比が可能である。⁽¹⁾このような収録外文書は、表2一二八—一二九頁において表1に続けて番号を付けて示してある。一八三年を年代的下限とすると、〈40〉—〈51〉、〈56〉、〈58〉—〈61〉が、カルチュレール作成時には存在しており、参照可能であったはずである。⁽²⁾これらとカルチュレール収録文書とが混在した中から、作成者はどのような基準で選択したのだろうか。

まず、カルチュレール外の女子修道院長発給文書〈45〉〈56〉は、ともにラ・トリニテが譲渡者として現れる。また〈60〉では女子修道院長による土地売却の許可が主たる内容である。これに対してカルチュレール内の女子修道院長関係文書は、ラ・トリニテによる土地や権利の獲得〈11〉〈22〉と、請負地代の設定を通じた所領の請負化〈20〉とであり、それぞれの作成以降修道院の

実質的な権利に関係していた点が選択基準となったと思われる、ここに修道院の財産保護というカルチュレール作成の一般的な目的が看取できる。さらに、やはり女子修道院長による土地の授封を通じた譲与を伝える二通のうち、サン＝テチエンヌ修道院への権利譲与を内容とする〈40〉が収録されず、俗人への土地譲与を伝えるメモ〈21〉が収録されたのも、ラ・トリニテが主体的に把握しておくべき権利に関係するという意味で、同様な考慮が働いたと思われる。また、ヘンリ二世の〈51〉文書はイングラント所領の請負化・授封を確認しているが、この条件はその後〈56〉によって変更されており、カルチュレール作成時点では役に立たないものであったため除外された可能性が大きい⁽³⁾。さらに、〈58〉〈59〉は俗人の寄進文書であるが、カルチュレールにおける同じ種類の〈16〉〈17〉〈18〉〈19〉と比べれば、前者が一二世紀末の文書であるのに対して、後者は一二世紀初頭のもので、発給年代の古さが一つの選択基準となっていると思われる。

興味深いのは、ウィリアム一世文書の選択状況である。収録外文書〈42〉〈43〉は、多数のノルマンディ所領を列挙した確認文書であり、カルチュレール冒頭文書

〈1〉の第二版と第三版である。そしてこれら三文書は、いずれも複数の法行為を列挙して一通にまとめたパンカルト⁽⁴⁾であるが、それらの間には、作成年代と言及内容の点で微妙な問題がある。〈1〉は、冒頭定式 (protocolle)⁽⁵⁾では一〇八〇年、終末定式 (eschatocole) では一〇八二年と、異なる二つの年代が述べられている。また〈42〉は終末定式部分で一〇八二年とのみ記されている。〈43〉は、主文の措置部 (dispositio) まで〈1〉をたどっているため冒頭定式で一〇八〇年と記されているものの、〈1〉の主文の最後の部分 (罰則規定部 unctio および強固部 corroboratio) がなく、そこには一一〇九年までの別の寄進が挿入されている。ミュッセによれば、三文書の作成過程は次のとおりである⁽⁶⁾。一〇八〇年に作成され始めたが中断されて終末定式を欠くパンカルトのテキストがあつて (ミュッセに従ってこれをIとする)⁽⁷⁾、一〇八二年にIの主文をもとに〈42〉が作成され、続いて、Iと〈42〉の最後の部分 (終末定式を含む) を混成して〈1〉が完成された。その後一二世紀に入つて、Iに別の数件の寄進を付加して〈43〉が作成されたというのである。この見解によれば、形式上は〈42〉が最も完成されており、相違した二つの発給年代とウィリアム一世と

いう発給者が二重に記述されているへ1は、不器用な合併によって作成されたとい⁽⁸⁾う。

しかし、このような性格にも関わらず、カルチュレールにはへ42ではなくへ1が選ばれている。その理由は、内容における網羅性の差異にあると思われる。すなわち、へ1ではノルマンディの八二所領が言及されるのに対して、へ42では七四所領であり、この点を選択基準となった可能性が大きい。ただし、へ43はさらに多い九〇所領に言及しており、網羅性ではへ1を凌いでいる。この場合には、終末定式を欠くへ43よりは、それを具えたへ1が採られるという、文書形式上の基準が働いたと考えられ、いずれにせよ、文書の定式性と内容の網羅性をめぐってカルチュレール作成者が微妙な折り合いをつけていると想定される。

さらに、へ1が選択された根拠は、パンカルトという文書形態が、一二世紀末というカルチュレール作成時点のノルマンディでは既に過去のものとなつていた点にも求められる可能性がある。すなわち、へ43はウイリアム一世が発給した文書であるのに、明らかに彼の死後である一二世紀初頭の寄進に言及している点が、パンカルトが盛んに作成された時期には了解されたことであつ

たとしても、それが作成されなくなった時代にはその価値を貶める方向に働いたと考えることができるのである。

ヘンリ二世発給文書の選択の理解も微妙である。まず、イングランドの五所領に言及するへ47からへ50までの令状がカルチュレールからは除外され、これらを含めた八所領が一度に言及されるヘンリ一世のへ26が選ばれていることについては、年代的により古く、しかも網羅性がある点が重視されたと思われる。問題は、ヘンリ二世による確認文書へ61が、カルチュレール作成時点のラ・トリニテ所領について最も数多く(ノルマンディ九三所領、イングランド八所領)に言及しており網羅性の点では他のどの文書にも勝っていないながら、作成者はこれをカルチュレールからは除外していることである。その理由については、この文書とカルチュレールの作成年代が接近していることから、いくつかの解釈が考えられる。

まず、へ61文書とカルチュレール作成との年代的関係が現在考えられているものとは逆である可能性がある。すなわち、一方でカルチュレールの年代は前述のように、そこに収められた最新の文書へ3から一一八三年一月二〇日以降とされているが、他方でこのへ61文書の一

一八二年という最終可能年代は次の二つの根拠によって与えられている。まず、ヘンリ二世の嗣子ヘンリは一八三年六月に死去したが、彼によってこの文書が認許 (homologation) されたと考えられていることから、⁽¹⁰⁾〈61〉の作成はこの時点以前となる。次に、この文書はカンで発給されているが、ヘンリ二世は一八三年前半にはノルマンディには不在であるため、文書発給年代はその前年となる、というのである。しかし、カルチュレールの年代規定のもとになっている〈3〉からは、少なくとも一八三年の一月二〇日まではヘンリ二世がカ⁽¹¹⁾ンに滞在したと想定できる。したがって〈61〉文書の最終可能年代はこの時点でよいはずであり、これが〈3〉文書よりも後に作成された可能性も全く否定はできない。そうであれば、最も網羅的な〈61〉文書がこのカルチュレールに収録されていないのは、まさにこのヘンリ二世の確認文書を獲得するためにカルチュレールが準備されたためと考えることもできるだろう。⁽¹²⁾またこのように、カルチュレール作成と〈61〉文書獲得の前後関係が逆転しなくても、それらがほぼ同時期である点は動かし難く、そこからは、両者が同じ目的の二つの記録として補完しあう関係にあったとの理解ができるのである。

一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐる

さらに、従来の年代規定を採用して、カルチュレール作成時に〈61〉文書が既に存在していたと考える場合でも、次のような解釈をとることができる。すなわち〈61〉は、カルチュレール作成時点での最も新しい文書の一つであり、文書逸失に対する予防という視点に立てば、発給されたばかりの〈61〉をわざわざ転記する必要をカルチュレール作成者が感じなかった可能性が高いのである。このことは、文書選択において網羅性よりも文書の古さが優先されたことを意味するが、それは同時に、修道院設立者ウイリアム一世という最高の権威への志向と一体となっていたと考えてよい。またこの際、〈61〉で言及されるイングランド所領は、カルチュレールでは〈26〉と全て一致しており、さらにノルマンディ所領は、〈1〉〈2〉〈7〉というウイリアム一世文書に加え、〈8〉〈18〉〈32〉によってほぼ補われているという事情も、〈61〉をカルチュレールでは不要と判断させる方向に働いたであろう。

ところで〈61〉は、カルチュレール作成前後までにノルマンディとイングランド両方の所領を一括して確認した唯一のシャルトである。これに対して、カルチュレールで両地域ともにおける所領に言及しているのは〈7〉

のみである。⁽¹³⁾これは後述するように、他のウィリアム一世発給のシャルトとは異なり、唯一ウィリアムとマチルドが三人称で言及され、終末定式も欠如しているなど、ノティス型とも言うべき文書であり、前述のIと同様に、未完成のパンカルトを土台に加工を施されたと考えられよう。カルチュレールに収録された文書について先に指摘したように、発給者の権威が高い場合正式のシャルトがそのままの形で筆写されることが多く、略式のノティスとなつてゐるのは相対的に権威の低い発給者による文書であつた。このことを考えても、当該文書はカルチュレールの中で特異な存在のように思われるが、それは次に考察するカルチュレールでの配列からも窺われる。

(二) 配列

収録する文書を選択した後、カルチュレール作成者はそれらの配列を決定しなければならなかつた(表1参照)。この点から注目されるのは、 $\langle 7 \rangle$ を境にして、その前後で収録文書に大きなまとまりがあるように思われることである。

まず、 $\langle 7 \rangle$ に先行する部分では、修道院創設者ウィリアム一世の権威を誇示できる文書が最初に掲げられるのは当然としても、 $\langle 1 \rangle$ と $\langle 2 \rangle$ の配列における年代

の逆転が目につく。これは、修道院設立時点よりも、集中的に行われた初期の寄進を経た時期に由来する $\langle 1 \rangle$ 文書の方が、より多くの所領を列挙しているためと思われる。そして $\langle 1 \rangle$ と $\langle 2 \rangle$ でのノルマンディ領の列挙に、 $\langle 5 \rangle$ でのイングラント領を加えれば、修道院の初期財産がほぼカヴァーされていることになる。

この部分には、これ以外にも、個別所領に関する $\langle 3 \rangle$ $\langle 4 \rangle$ $\langle 6 \rangle$ が収められているが、これらには、関係所領がいずれも係争の対象となつてゐるといふ共通点がある。 $\langle 3 \rangle$ では、ノルマンディのヴィロン \parallel レ \parallel ビュイツソン (Villons-les-Buissons) 所領をめぐる在地領主との係争が最終和解決渡 (final concord) によつて解決されているし、 $\langle 4 \rangle$ では、カンのサン \parallel テチエンヌ修道院との間で起こつてゐたカンのブルル住民をめぐる係争が、ウィリアム一世によつて解決されている。さらに $\langle 6 \rangle$ は、城塞ル・オム (Le Homme) の譲与を伝える中で、この城塞が以前に不法占拠されてゐたとされ、この不法占拠者の権利を制限した上でラ・トリニテの権利を確定する旨が明言されている。これらがカルチュレールの第一の部分にあげられたのは、このような係争を経た権利獲得がカルチュレールの作成者に特に重要視

されたためである可能性が高い。さらに、これらのうち二通までが権威者の発給にかかっていることも、この配列を違和感なく決定させたのであろう。こうして〈7〉に先行する〈1〉から〈6〉の部分では、修道院の初期獲得財産・権利の提示が明確な主題になっている。

次に、〈7〉でも財産が列挙されており、その中で、カルチュレールではこの文書だけにノルマンディ所領とイングランド所領の混在が見られることは前述したとおりである。しかし、〈7〉は一人称で語られるウイリアム一世が修道院財産を確認する他の確認文書とは全く異なった性格を持っている。それは、冒頭部分に「永遠の王である神の慈悲の命じるところによって、イングランド人たちの最も卓越した王でありノルマンディ人たちの公：ウイリアム、及びマチルドと呼ばれる彼の妻：は、聖なる不可分の三位一体の榮譽のために、カンに立派な修道院を建立し、：職務に就いている者たちのそれぞれに、そこから十分に供給されるよう、必要物を割り当てた¹⁴」と書かれているように、三人称で語られるウイリアムとマチルドによる、所領の修道院各部門への割り振りが主眼となっているためである。つまりこれは、〈1〉〈6〉によって示されるラ・トリニテの初期財産の配

分を示して、修道院生活の円滑な進行をウイリアム一世の名のもとに確保することを意図した文書なのであって、そうしたものとして、〈7〉はカルチュレール全体のかで枢要な位置を占めているのである。

〈7〉に続く部分では、量的に言っても、二次にわたる〈8〉〈14〉〈31〉〈32〉の所領調査記録が柱となっている。これらには、第一次よりは第二次の方が詳しく、またそれぞれのうちでも所領ごとに精粗の差は大きいながらもかく、〈7〉が伝えるように一〇八〇年頃までに確立されたラ・トリニテ修道院の状況を、個別に提示することを目標としていると考えてよい。第一次調査のノルマンディ記録〈8〉の後には、それを補足するように、修道院所蔵聖遺物や備品などのリストともに、ノルマンディ所在の修道院財産に関する具体的状況を伝える短い記録〈9〉〜〈13〉が収められている。イングランドの第一次調査〈14〉の後に続く多様な記録は、いずれもおそらく〈7〉以降に生じた個別的な権利関係変更に関するものである。

そのなかで例外をなすのは、ノルマンディの二八所領をウイリアム一世が確認した〈24〉と、イングランドの八所領を確認するヘンリ一世文書〈26〉である。このこ

とは、これら二通の文書によって、ウィリアムとヘンリとの権威を借りつつ、修道院の権利の正当性を広く主張しておこうとしたためと解釈できよう。その意図はこれに続く以下のような文書配列からも読みとれる。すなわち、この後の〈28〉〈29〉〈30〉は、いずれも修道院の権利が侵害された記録であり、これらが年代のずれにも拘わらず、イングランドとノルマンディともにとめられているのである。そして、これが第二次所領調査〈31〉〈32〉の直前に配列されていることは、第二次所領調査の実施が権利侵害の回復を大きな目的としていたという意識の現れと考えてよい。ひいてはこのような配列から、ノルマンディとイングランドにわたるラ・トリニテ所領全体に対する権利侵害が、カルチュレル作成時の当修道院にとって、きわめて重大な懸念材料であったとみることができるのである。全体としてこの部分には、個別所領ごとの構成など土地経営に活用するための工夫が感じられないことも、〈8〉―〈32〉での個別所領の具体的状況の提示が、修道院の権利を外部に対して守る意図で行われていることを示しているといえよう。

(3) 見出しとレイアウト

文書の選択と配列が決まった後に必要となるのが、見

出しである(表1参照)⁽¹⁵⁾。ラ・トリニテのカルチュレルの見出しは、通常本文とはインクの色を変えて書き込まれているが、文書表題と内部項目との二つのレベルがある。たとえば、最初の二通(〈1〉〈2〉)には文書表題はないが、それぞれ、おおよその所領ごとに、「ル・オムのブルについて」(*De burgo Hulmome*)というような内部項目の見出しがある。続けて〈3〉には、「女子修道院長とスクロトニアのリシャルの息子ロベールの間で、前述のロベールがヴィロンにおいて要求していたことについて結ばれた協定」(*De pace facta inter abbatissam et Robertum filium Ricardi de Scrotomia de hoc quod predictus Robertus clamabat in Wilton*)という内容摘記が、カルチュレル全体で最も長い表題となっている。全体として、財産列举の長い文書や所領調査では所領ごとに地名が内部項目の見出しとしてつけられているのに対して、短い文書では文書表題が付けられている。

ここで注目すべきは、カルチュレル作成者が文書表題と内部項目という二つのレベルを生かしているのが、〈7〉と〈8〉のみであるという点であり、そこから、〈7〉の中枢的位置という前項での考察を補強することができる。〈7〉の文書表題は、「教会」||ラ・トリニテ

修道院」の機構について」(De institutione ecclesie)であり、それとは別に、財産割当を受ける六つの部門・聖具室 *secretaria* / 修道院の参事会員たち *canonici ecclesie* / 修道女の食料 *victus sanctimonialium* / 部屋 *camera* / 宿舎 *domitorium* / 喜捨所 *elemosina*) が、内部項目の見出しによって示されている。この様な、二段階の見出し付けという特別扱いをさらに明確に示してくれるのが〈7〉のレイアウトである (図版①) ④ (二三〇—二三三頁) 参照)。カルチュレールに収録された各々の記録は、通常、頁の左端から大きな飾り文字で書き始められており、先行する記録の末尾余白に見出しが記入されている⁽¹⁸⁾。この原則はここでも守られていて、テキストが第一八葉裏の一行目から第二〇葉表の最後までに記載される〈7〉の表題は、第一八葉表の先行記録末尾にある (図版①)。しかし、ここで注意したいのは、テキストを書き込む余裕が第一八葉表の最後二行に残されているにも拘わらずそこを空白のままとして、次の第一八葉裏 (図版②) の第一行目から〈7〉のテキストを書き始めていること、さらに、第二〇葉表末尾で〈7〉のテキストを終わらせようとしてこの頁の最後二行を増やしていることである (図版③)。どちらも、このような措置によってこれらの

頁のうちに文書全体が区切りよく収まるようにしており、〈7〉を目立たせるための調整であると考えることができる。頁の変わり目に文書の区切りを一致させるためにこれだけの措置をしてまで、前後の文書との区切りを明確にしているのは、この〈7〉だけである⁽²⁰⁾。

このレイアウトからも、カルチュレール作成者にとつて〈7〉は、全体の構成において区切りとしての独自の意味を持つていたことが窺われるが、それをさらに確信させるのが、〈8〉の見出しである。すなわち、〈8〉はノルマンディ第一次調査であるのに、冒頭には「以下は我々のカンのラ・トリニテ教会所領の収入である」(*Hec sunt reditiones honoris nostre ecclesie Sancte Trinitatis Cadomi*) というきわめて包括的な表題が付されている。これは、〈14〉〈31〉〈32〉という他の所領調査冒頭にまとまった表題がないことを考えれば、いかにも大袈裟に思われるかもしれない。しかし、むしろこの表題が、〈8〉から〈32〉までという〈7〉に続く部分全体を覆うものとして付けられていると理解するならば、それは〈7〉を中枢においた構成という考え方をさらに強めることになるのである。

註

- (1) 管見の限りこのような対比は従来あまり行われていないが、Zerner, M., *L'élaboration du grand cartulaire de Saint-Victor de Marseille*, Guyotjeannin/Morelle/Parisse, *op. cit.*, pp. 229-230 では簡単な検討が試みられている。
- (2) これらのうち〈47〉〈48〉〈49〉〈50〉はヘンリー二世発給の令状 (writ) で、本来イングランドのシェリフが国王役人宛の文書であるが、そのコピーを実質的受益者であるラ・トリニテが獲得していた蓋然性は高い。ただし、当該年代のパイプ・ロールには、獲得のためのラ・トリニテによる支払いへの直接の言及はないため、確証はできない (Hunter, J. (ed.), *Great Roll of the Pipe for the Second, Third, and Fourth Years of the Reign of King Henry the Second* (A.D. 1155, 1156, 1157, 1158), London, Record Commission, 1844)。なお、これ以降のラ・トリニテによる財務府への支払の記録は、一一六一—一一六二年 (*Pipe Roll*, 5 Henry II, London, Pipe Roll Society, 1885, p. 65) をはじめとしてヘンリー二世期に数回見られるが、いずれもこれらの令状獲得との関連は判然としない。しかし、一部の写しがノルマンディに伝来している点を考えれば、令状のコピーを修道院が入手していた可能性は高い。Cf. Van Caenegem, R.C., *Royal Writs in England from the Conquest to Glanville*, London, Selden Society, 1959, pp. 168-172.
- (3) Zerner, art. cit., pp. 229-230 では、M・ゼルネルも、マルセイユのサン・ヴィクトルのカルチュレールでの収録

外文書が、カルチュレール作成時における無効・不要文書であったことを指摘している。

- (4) Cârcel Ortî, *op. cit.*, art. 50, pp. 31-32; Parisse, M., *Les pancartes. Etude d'un type d'acte diplomatique*, Parisse, M./Pegeot, P./Tock, B.M. (eds.), *Pancartes monastiques des XIe et XIIe siècles. Table ronde organisée par l'ARTÈM 6 et 7 juillet 1994*, Nancy, Turnhout, 1998, pp. 26-35.
- (5) 文書書式と文書形式学上の術語については、Cârcel Ortî, *op. cit.*, pp. 53-68; L・ジエニコ (森本芳樹監修) 『歴史学の伝統と革新』九州大学出版会、一九八四年、二〇一—二〇五頁および岡崎敦「ヨーロッパ中世の寄進文書」『歴史学研究』七三七、二〇〇〇年、一四—一五頁を参照。
- (6) Musset, *op. cit.*, pp. 28-30, 80-82, 136-138. Cf. Bates, *op. cit.*, pp. 275-276.
- (7) また〈7〉〈24〉も、作成途中で未完成のまま放置されたパンカルトであったと考えられている。Musset, *op. cit.*, p. 30, n. 22. Cf. Bates, *op. cit.*, p. 275, このような文書には、一一世紀末のパンカルト作成過程が窺われて興味深い。
- (8) Musset, *op. cit.*, p. 29.
- (9) ノルマンディではパンカルトが作成されたのは一一三〇年代から一一三〇年代にかけてであり、特に、公王の権威が最高となっていたウイリアム一世期 (一〇六六年—一〇八七年) が中心であった。Bates, D., *Les chartes de*

confirmation et les pancartes normandes du règne de Guillaume le Conquérant, Parisse/Pégeot/Tock, *op. cit.*, pp. 95, 108-109.

(10) Delisle/Berger, *op. cit.*, II, pp. 199-200. へのヘンリ王子(一一五五—一一八三)による認許には、現存する原本では言及がなく、近代の研究者による筆写版においてのみ言及されるという。しかし後者の言及の根拠は判然としな

らことを、史料集編者L・ドゥリールは指摘している。
Ibid., II, p. 200, ns. (a) (b); *ibid.*, Introduction, pp. 271-272.

(11) 一〇七頁註(10)参照。

(12) ただし、このような解釈には、〈3〉文書の作成・カルチュレールの作成・〈61〉文書の獲得がかなり短期間のうちに行われたという想定が必要となってくる。また〈61〉は、カルチュレール収録のどの文書や記録でも言及されない一〇所領を含んでいる。そのいくつかに言及があるのは、前述のカルチュレール外の〈43〉のみである。このように、財産確認文書の作成過程については今後も検討すべきいくつかの問題があるが、ここでは確認文書獲得を目的にカルチュレールを作成したという可能性を指摘するにとどめておく。

(13) 〈10〉は備品譲与を述べた王妃マチルド文書であり、その最後の箇所にも両地域の所領への言及があるが、かなり簡単なものとなっている。すなわちそれは、「ノルマンディのキットゥ(Quittehou)とイングラントにおける二

一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって

つの屋敷地〔マナ?〕をカンのラ・トリニテへ譲渡する」(Chetehnum in Normannia et duas mansiones [maneria?] in Anglia do Sancte Trinitati Cadomi)との文言である。 Cf. Musset, *op. cit.*, p. 112, n.1. これはカルチュレール収録外の〈41〉(表2参照)の内容を指している可能性が高く、そうであれば発給者が同一であるため〈10〉の末尾に書き込まれたのであろうが、〈41〉で明記されるイングラントの二所領名が〈10〉では省略され、同様に前者でマナを指して使われる *manerium* の語が後者では *mansio* と記されているなど、この転写に厳密さはそれほど感じられない。しかし、この二所領の名前が省略されたのは、それが一二世紀末には既にラ・トリニテ領ではなくなっていたため(Chibnall, *op. cit.*, pp. xxv-xxvi) という可能性もある。また、この箇所がカルチュレール作成時にその場で書き足されたのだとすれば、このような記載状況自体が、当時のラ・トリニテとその文書室の、実務的發展における一つの段階を示すと思われる。いずれにせよ、両地域の言及文書として〈10〉は内容的に非常に限定されている。

(14) *Divina itaque regis perpetui disponente clementia, Guilielmus Anglorum rex excellentissimus ac Normannorum dux... conjunxque sua... Mathildis nuncupata, cenobium in Cadomo in honore sancte et individue Trinitatis mirificum construxerunt... atque singulis quibusque obediendum [obedientiarum?] queque necessaria prout competebat unde supplerentur attribuverunt.* Musset, *op. cit.*, no. 12 (pp. 95-98). への〈7〉では、ウイ

一一七 (四六七)

リアム夫妻は一貫して三人称で述べられ、通常のウイリアムのシャルトで見られる一人称での言及はない。三人称での言及は、それだけでも、そのようなシャルトからの加工、すなわち筆者による含意を示唆するものと考えられよう。

- (15) 見出し決定の諸段階、見出しとテキスト筆写の前後関係、そして見出しの体系性などは、カルチュレル構成の計画性を考察する上で興味深い問題である。ここでは紙幅の都合上簡単に触れるにとどめるが、別稿で詳しい検討を行う予定である。

- (16) 見出しは、文書庫に存在する原本の目録として利用されるカルチュレルの場合、原本の裏書きと統一されていることもある。Cf. Morelle, L., *De l'original a la copie: remarques sur l'évaluation des transcriptions dans les cartulaires médiévaux*, Guyotjeannin/Morelle/Parisse, *op. cit.*, pp. 92-94. しかしラ・トリニテにおいてはその可能性は低い。カルチュレル収録文書の原本は二通伝来しており、うち一通(〈25〉)には「イングランド、エイヴニングの教会に属して」(*Anglia pro ecclesia de Aveingnes*)との裏書きがあるが、それは一四世紀に由来しており(Chibnall, *op. cit.*, p. 3)、「修道院長フロモンドのシャルト」(*Carta Fromundi abbatis*)というカルチュレルでの見出しとは関係性が薄いのである。

- (17) *camera* には、最も一般的な「部屋」を第一義として、寝室・衣服室・作業室・宝物庫・所領収入など多くの意味がある。Cf. Niernmeyer, *Mediæ latinatis lexicon minus*,

Leiden, 1984 (editio secunda), pp. 118-119. ラ・トリニテのカルチュレルでは、この項目は「部屋について。さらに部屋と木材のために、彼らは、イングランドにおいてフェルステイッドとタラントとピンベリイと王妃の毛織物の十分の一を、そして修道院へ贈られた、布地を除いた衣服のあらゆるものを譲与した。」(*De camera. Ad cameram autem et ad ligna dederunt in Anglia Fīlestedem et Tarentum et Penneberiam et decimam de lana regine et quicquid vestimentorum exceptis palliis cembio datum fuerit.*) であり、衣服室や暖房室を意味するかとも思われるが、他にも詳しい情報はないためここでは部屋と訳しておく。

- (18) 表1での各記録の頁建は、見出しを除いたテキスト部分の範囲を示している。

- (19) 前頁の末尾一行分の空きしかない場合、その一行分を空けて次頁一行目から記入し始めている例として(〈3〉〈5〉)があるが、いずれも、書き始めの大文字が二行分の幅を使うための措置である。前頁に二行分以上の空白がある、つまりテキスト冒頭の大文字を書き込む幅はあるのに関わらず、そこをとばしているのは(〈7〉)のみである。

- (20) 第二〇葉表の上余白には二行分の書き込み(図版③)があり、これはこの頁上から一〇行目の二文字目eの上につけられた記号(∴)(図版②)の箇所に入挿されるべく指定されている。明らかに最初の転写の際のミスを校正したものであるが、こうした形での訂正以前に、第二〇葉表末尾の増行が行われていたと考えられる。

おわりに

このカルチュレールの作成年代である一二世紀末は、第七代女子修道院長ジャンヌの任期に当たる。彼女は、一一八〇年代から一二二七／八年にかけて多くの文書に登場しており、所領経営に積極的に関与したことが窺われる。所領における権利侵害調査および第二回所領調査はこのジャンヌの主導下で実施されたと思われるが、カルチュレールの作成も同様であろう。その後、一一九〇年頃にはイングラント所領における請負体制が廃止され、以後所領役人を通じた管理へと転換されていくが、これがカルチュレール作成による財産の現状把握を踏まえた最大の結果であつたと思われる。いずれにせよ、カルチュレールの活用を含めた一三世紀以降の修道院の財産管理の様相については今後の考察に委ねたい⁽²⁾。

このようにカルチュレール作成はジャンヌによる所領経営の一環として位置づけられるが、本稿の考察によれば、このカルチュレールが、所領再編における積極的な活用を想定して、綿密な構想を練って作成されたと言ふことはできない。収録文書の選択基準としては、古くからの権威と網羅性が重んじられていたと思われる、

また文書の配列では、初期財産を提示し、次いでその修道院諸部門への配分を示す「7」を中心にした上で、続く時期の個別所領の状況をその後に示すという方針がとられたことは確かである。しかし、いずれも一見して明確な原則が系統的に適用されているというわけではない。同時代のカルチュレールのうちには、地理や年代に従った厳格な構成をもつ場合もあつたことを考えれば、なおさらそうである。

公Ⅱ王家によつて建立されその強い庇護下にあつたラ・トリニテでの文書作成業務は、当初から、同時期にやはり公Ⅱ王家によつて建立された男子修道院であるサンⅡテエンヌ修道院の文書室 (*scriptorium*) に依存していた⁽³⁾。設立当初の強力な保護が徐々に弛緩していった一二世紀は、ラ・トリニテがこのような公Ⅱ王家とサンⅡテエンヌへの依存から否応なしに自立していく過程でもあつたと考えられる。カルチュレール作成の企ての中には、こうした状況下で生まれてきたであろうラ・トリニテの自意識を読みとることができよう。同時代のカルチュレールと比較すれば、所領経営での活用という点からは稚拙で非効率的に見えるラ・トリニテのカルチュレールも、一二世紀末のこの修道院が自己の地位を確保

するための、財産管理に向けた、精一杯の努力の結果だったのである。

本稿が検出した三部構成の大まかな構想によるカルチュレールの内容には、修道院による所領経営の様相が自ずから反映されている。修道院領全体の包括的把握を目指しながら、ラ・トリニテの文書庫には、ノルマンデイとイングランドの両方に言及がある文書が、カルチュレールとほぼ同時期のヘンリ二世文書⁶¹以前には、ウイリアム一世のパンカルト⁶⁷しか存在していなかった。そしてこの文書が、両地域を一体とした修道院管理が十分に行われていない現状を改善したいという、カルチュレール作成者の意図を反映させる鍵となったのである。権利侵害に対する意識が強まっていた一二世紀末のラ・トリニテは、修道院創設者ウイリアム一世という最高の権威に依拠しつつ本来の財産を確保する方策としてカルチュレールを作成したのであり、その中に両地域の所領を混在させたこと、ひいては、カルチュレールに多様な記録をまとめたこと⁵それ自体に、所領の包括的把握の意志が読みとれるのである。そしてこのようなカルチュレールの作成は、困難のさなかにあったラ・トリニテにとって、ウイリアム一世の寵愛こそが自

らの実質的・精神的なアイデンティティを再生させるという自覚にもとづいて達成された、修道院の歴史編纂になぞらえうる事業であったと考えることができよう。

一二世紀末のラ・トリニテ修道院カルチュレールからは、一三世紀初頭というノルマンデイとイングランドの政治上の分離を目前にしたこの時期に、時代の流れの中で掌握が難しくなっていたクロス・チャネル・エステイトを、それでも、何とか一体として保持しようとした大領主の姿が浮かび上がってくる。カルチュレールから個別の文書を取り出して、そのみに意味を求めるという従来の研究手順では、見落とされるものがあまりに大きいのではないだろうか。

註

- (1) Chibnall, *op. cit.*, pp. 139-140; Walmesley, *op. cit.*, pp. xxii, 1. しかし、設立時に王妃マチルドに招聘された第一代院長マチルド・ド・プレオヤ、ウイリアム一世息女という第二代院長セシルの華やかな出自と経歴 (Neveux, Fr., *La Normandie des ducs aux rois Xe-XIIe siècle*, Rennes, 1998, pp. 253, 428) に比べて、一二世紀のラ・トリニテの地位低下を象徴するように、ジャンヌの素性ははっきりしない。文書への登場が五〇年近くという長期間にわたっているこ

とから、同名異人との二人分の院長任期であった可能性もあるとされるが (Chibnall, *op. cit.*, p. 139)、この点も不明である。

(2) 差し当たり、藤本大美子「一一・一二世紀ラ・トリニテ修道院の所領経営について—カルピケ所領(ノルマンデイ)とフェルスティッド所領(イングランド)の比較考察—」『九州経済学会年報』三八、二〇〇〇年、五九—六四頁、同「一一・一二世紀ラ・トリニテ修道院イングランド所領の動向—中心所領フェルスティッドを題材に—」『九州歴史科学』二九、二〇〇一年、一一—二二頁を参照。

(c) Musset, *op. cit.*, pp. 7, 35-37.; Bouvris, J.-M., *A propos des échanges entre les «scriptoria» des abbayes caennaises au XIe siècle, Recueil d'études en hommage à Lucien Musset* (Cahier des Annales de Normandie, 23), Caen, 1990, pp. 203-210. 女子修道院における修道士その他の男性への業務依存は、聖務をはじめとして多くの分野で見られる。 Cf. Elm, K., *Le personnel masculin au service des religieuses au Moyen Age, Les Religieuses dans le cloître et dans le monde des origines à nos jours : Actes du Deuxième Colloque International du C.E.R.C.O.R., Poitiers, 29 septembre - 2 octobre 1988*, Saint-Etienne, 1994, pp. 331-335. 筆写業務に關して、McKitterick, R., *Nun's Scriptoria in England and Francia in the Eighth Century, Francia*, 19, 1992,

一一世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって

pp. 4, 15-16を参照。なお、このような男子修道院への業務依存から、中世における女性のリテラシーを安易に軽視すべきではなからず (Cf. Clanchy, M.T., *From Memory to Written Record, England 1066-1307* (2nd ed.), Oxford/Cambridge, 1993 (1979), pp. 189-196)。むしろ、当初宗教的なものが中心であった修道女による文字使用がより実務的な性格へと変化していく過程が、一二世紀末のラ・トリニテの例において看取できると考えてよいだろう。

(4) ウイリアム一世から数多くの文書を獲得しているものの、前述のように、その死の直後である一一世紀末から多大な権利侵害が何度か発生していることは、このような保護の弛緩を表すと理解できよう。

(5) 前述のように、シャルト型式の他のウイリアム文書(例えばへ1)とは異なり、へ7の文書が筆記者の加工を経たノティスの形をとっている点は、作成者がカルチュレールの構成に適合する形で、ウイリアムのこの文書を利用したことの現れであろう。さらに推し進めて考えるなら、ノルマンデイ所領とイングランド所領を混在させているへ7の文書そのものが、両地域所領の一体的管理という志向の下に、複数のシャルトからノティスとして作成された可能性がある。そして、このノティス作成者がカルチュレール作成者その人であり、へ7はそもそもカルチュレール用に作成されたノティスであったかもしれないのである。こうした点を解決することは難しいとしても、ラ・

一一一 (四七一)

トリニテ修道院の意向が端的に現れたのがこの〈7〉であり、この様な工夫によって、カルチュレールの構成は、単なる文書の羅列よりははるかに意味のあるものとなったのである。

〔付記〕 本稿は、二〇〇〇年日本西洋史学会第五〇回大会（於大阪外国語大学）での報告をもとに作成した。

表1 ラ・トリニテ修道院カルチュレールの内容構成

N : ノルマンディ E : イングランド T : ラ・トリニテ修道院 SE : サン＝テチエンヌ修道院 (Caen) AC. H : Archive du Calvados, H, Trinité de Caen

筆跡	番号	頁	収録文書				見出し (<u>文書表題</u> / 内部項目)	原本	備考 [文書の対象地域 (N/E)]	刊本 (表2下の典拠番号参照)
			年代	型式	発給者・当事者	内容				
一 二 世 紀 末 単 一	<1>	1r-8v	1080+1082 (本文109頁参照)	charte	E王 William I, 王妃 Mathilde	財産確認: N82所領 (pancarte)	<i>De burgo Hulmone/De terra Cadomi/De insula Gerzoi/De Billeio/De Carpiket/Item de Carpiket/De Fraxino/De Phalesia/De Ranvilla/De Osbernovilla/De molendino Cadomi/De ecclesiis de Foresta/De Guilone/De Vernun/De Grainvilla/De Salam/De Folebech/De Magno Campo/De Ble/De Colevilla/De Anglica villa/De Burnoldivilla/De Blevilla/De Grai/Item de Grai/De Adevilla/De Fago/De Bavent/De Conde/De Sancto Aniano/De Loveneio/De molendino/De Columbellis/De eodem/De Grentivilla/De Dommaisnilio/De Maisnilio Maugerii/Item de eodem/De libertate ecclesie ab episcopo Odone gacta/De Sancto Egidio/De atrio Sancte Trinitatis</i>	逸失	[N]	[1]59; [8]8
	<2>	9r-13v	1066/6/18	charte (diplôme)	N公 William I	献堂時基本財産付与: N38所領 (pancarte)	<i>De villa Barge et de Calfur/De Ranvilla/De Valcellis/De Eschenevilla/De Herufivilla/De Sancto Aniano/De Billeio/De Carpichet/De Phalesia/De Salam/De Folebec</i>	逸失	[N]	[8]2; [7]231
	<3>	14r-15r	1183/1/20	notice	Robert fils de Richard	Villonsをめぐる最終 和解譲渡(権利購入)	<i>De pace facta inter abbatissam et Robertum filium Ricardi de Scrotonia de hoc quod predictus Robertus clamabat in Willon</i>	逸失	[N]	[6] ii, 638; [10]1; [9]432
	<4>	15r-16v	1083/7/18	charte	E王 William I	Caenのプールをめぐる SEとの約定	<i>De dono domini regis Willelmi</i>	伝来(個人所蔵)	[N] 2通 作成	[1]64; [8]17
	<5>	17r-v	1082	charte	E王 William I, 王妃 Mathilde	Eの4所領譲渡	<i>Carta e'</i>	逸失	[E]	[1]60; [8]9

一 二 世 紀 末 単 一	<6>	17v-18r	1075	charte	Bourgogne 伯妃 Adeliz	Le Homme (Cotentin)の城砦を譲渡	<u>De hoc quod comitissa Adeliz soror Roberti comitis dedit ecclesie</u>	逸失	[N]	[1] 58; [8] 21
	<7>	18v-20r	1066-1083	notice	E 王 William I, 王妃 Mathilde	院内各部署への収入 配分 (pancarte) (財産列举: N51所領 /E4所領)	<u>De institutione ecclesie</u> <u>De secretaria/De canonicis ecclesie/De uictu sanctimonialium/De camera/De dormitorio/De elemosina</u>	逸失	[NE]	[1] 62; [8] 12
	<8>	20v-23v	1107-1113	enquête		N 第一次調査	<u>Hec sunt reditiones honoris nostre ecclesie Sancte Trinitatis Cadomi</u> (本文115頁参照) <u>De Colevilla/De Carpiket/De Vallibus/De Marlon/De Aneriis/De Graeio/De Grainvilla/De Fontenella/De Iovinneo/De Bavent/De Eskenevilla/De Amblia/De Willon</u>	逸失	[N]	[10] pp. 53-60
	<9>	23v-24r				Ouireham/St-Aubin-d'A/Colleville 貢租 リスト	<u>De Hoistrehan</u>	逸失	[N]; 余 白に 13s 書込み	[10] 2, 3
	<10>	24r	1066-1083	charte	王妃 Mathilde	備品・財産譲渡(本文 117頁註(13)参照)	<u>De ornamentis ecclesie</u>	逸失	[N], [E]	[1] 63; [8] 16
	<11>	24r-25r	1083-1084	notice	院長 Mathilde	葡萄酒他購入・獲得	<u>De vineis Argentiarum</u>	逸失	[N]	[10] 4
	<12>	25r-v				Villons 所領役人 R の 土地についてのメモ	<u>De Wilon</u>	逸失	[N]	[10] 5
	<13>	25v-26r				T 所蔵聖遺物リスト	<u>De reliquiis ecclesie</u>	逸失		[8] 29
	<14>	26r-29v	1107-1113	enquête		E 第一次調査	<u>De Felesteda/De Penneberia/De Hant/De Horstede/De Dineslai/De Haveling</u>	逸失	[E]	[4] pp. 33-38
	<15>	29v-31r	1080-1085	notice		初期の寄進	<u>De rebus pertinentibus ad ecclesiam</u>	逸失	[N]	[8] 22
	<16>	31r-v		notice	R. de Sallen, 他	土地売買, T へ譲渡	<u>Carta</u>	逸失	[N]	[10] 6
	<17>	31v-32r	av. 1109-13	notice	Turold Papillon	十分の一税 T へ譲渡		逸失	[N] 表 2 <43>	[10] 7; [9] 425
	<18>	32r-v		notice	R. Marmion の 妻 Hawisa	土地 T へ譲渡		逸失	[N] 表 2 <43>	[10] 8

一 二 世 紀 末 単 一	<19>	32v		notice	W. de Sainte-Mère-Eglise	土地 T へ譲渡	<i>De dono Guigerii Sancte Marie ecclesie</i>	逸失	[N] 表 2 <43>	[10]9
	<20>	32v-33r	1066-1113	notice	院長 Mathilde	Jersey 所領を請負化	<i>De firma de insulis</i>	逸失	[N]	[10]10
	<21>	33r	12s. 初	notice	院長 Cécile	Boso へ Colleville の 6 アークルを授封		逸失	[N]	[10]11
	<22>	33r-34r	c.1152-1178	charte	院長 Dametta	土地購入	<i>Carta'</i>	逸失 (19s copie AC. H)	[N]	[10]12
	<23>	34r-v	1087-1094	charte	N 公 Robert II	Caen, Ouistreham の 権利を T へ譲渡	<i>Carta consulis Roberti</i>	逸失	[N]	[10]13; [9]423
	<24>	34v-36v	1066-1083	charte	E 王 William I, 王妃 Mathilde	財産確認: N28所領 (pancarte)	<i>Carta</i>	逸失	[N]	[1]61; [8]11
	<25>	36v-37r	1163-1178	charte	Tewkesbury 院長 Fromund	Avening 教会の全権 利を T へ譲渡	<i>Carta Fromundi abbatis</i>	伝来 (AC. H)	[E]	[4]3; [9]431
	<26>	37r-38r	1106-1135	charte	E 王 Henry I	財産確認: E8所領	<i>Carta Henrici regis</i>	逸失 (14s. inspexi- mus, AC. H)	[E]	[2] v,158; [5]1928; [9]427
	<27>	38r-v		enquête		Ouistreham 調査		逸失	[N]	[10]
	<28>	38v-39r	c.1170-1176	notice		Simon of Felstead に よる E 所領略奪		逸失	[E]	[4], pp. 39-40
	<29>	39v-40v	1087-1100			N 所領の略奪による 損害リスト		逸失	[N]	[11] pp. 63-64; [10]15; [9]424
	<30>	40v-41r	c.1170-1176			Minchinhampton, Avening 森林破壊 (<31>-6・7に再録)	<i>De nemoribus</i>	逸失	[E]	[4] pp. 55-56
<31>-1	41r-44v	c.1170-1176	enquête		Felstead	<i>De Felesteda/De Symone de Felesteda/De illis qui preoccupaverunt de dominio</i>	逸失		[4] pp. 40-74	

一 二 世 紀	<31>-2	44v-45v				Tilshead	<i>Isti iuraverunt in Tidelfeshida</i>			[4] pp. 40-74
	<31>-3	45v-47r				Avening	<i>De Hantonía</i>			
	<31>-4	47r-50r				Avening	<i>De Aveningia firma/Isti sunt qui gabulant/De virgatis/De Hastonia</i>			
	<31>-5	50r-52r				Horsted	<i>Isti iuraverunt de Horstede/Isti de dominico preocupaverunt/De dominio/De purpresturis</i>			
	<31>-6	52r-v				Minchinhampton の森林破壊	<i>De tenamento de Avening</i>			
	<31>-7	52v-53r				Avening の森林破壊	<i>De tenamento de Hant</i>			
	<31>-8	53r-56v				Minchinhampton/ Pinbury	<i>De francalanis de Hant et de moribus ville et de reddita/Astaford/De bercariis/De operariis</i>			
	<31>-9	56v-60v				Minchinhampton/ Pinbury	<i>De tenamento de Hant/De ipsis qui gabulant libere/De cotseldes/De consuetudinibus operariorum/De peturis/De bubulcis/De bercariis/De francalanis</i>			
	末 単 一	<32>-1	60v-64v	c.1175-1180	enquête		Carpiquet	<i>Jurea de Carpicheto/De vavasoribus/De vilanagiis</i>	逸失	
<32>-2		65r-v				Saulques	<i>Jurea de Salqua</i>		末尾空白	
<32>-3		66r-67r				La Rouelle	<i>Jurea de Rotella</i>		末尾空白	
<32>-4		67r-v				Juvigny-sur-Seulles	<i>Jurea de Iovinneo</i>		末尾空白	
<32>-5		67v-68r				Vaux-sur-Seulles	<i>Jurea de Vaus</i>		末尾空白	
<32>-6		68r-69v				Sallen	<i>Jurea de Salam</i>		末尾空白 →13s. 書込み	
<32>-7		69v-71v				Grainville-sur-Odon	<i>Jurea de Grainvilla/Porpresture</i>		末尾空白	

一 二 世 紀 末 単 一	<32>-8	71v-73r				Escanneville	<i>Jurea de Esquenevilla</i>			
	<32>-9	73r-v				Gonneville	<i>De Gonnovilla</i>			
	<32>-10	73v-74r				Beauvoir	<i>Jurea de Bello Videre</i>			
	<32>-11	74r				Bougy	<i>De Bogeio</i>			
	<32>-12	74r-76r				Auberville-sur-Mer	<i>Jurea de Osbertivilla super mare/De vavasoribus</i>		末尾空白	
	<32>-13	76r-77r				Bavent	<i>Jurea de Bavent</i>			
	<32>-14	77r-78v				Montbouin	<i>Jurea de Monteboani/De elemosinaria</i>		末尾空白 →書込み	
	<32>-15	78v-80r				Tassilly	<i>Jurea de Tassilleio/De dominico</i>		末尾空白	
	<32>-16	80r-82r				Ranville	<i>Jurea de Ranvill/De dominico de ibidem</i>			
	<32>-17	82r-84v				Villons-les-Buissons	<i>Jurea de Willon/Hoc est dominicum abbatisse</i>		末尾空白	
<32>-18	84v-85v				Amblie	<i>Jurea de Amblia</i>		末尾空白		
<32>-19	85v-87r				Graye-sur-Mer	<i>Jurea de Graeio</i>				
一 三 世 紀 複 数	<33>	87r	1183	notice	院長 Jeanne	家屋の権利確認		逸失		[10]16
	<34>	87r	12s. 末	notice	G. de Calix	Calix の家屋譲渡		逸失		[10]17
	<35>	87v-88r	1185	notice	Raoul fils d'Eudo	T に対し Carpiquet の司祭推挙権を主張		逸失		[10]18
	<36>	88r	12s. 末	notice	Godfroi de Tournalville	Caen の屋敷地相続, 負担変更		逸失		[10]19
	<37>	88r	1113-1127	charte	院長 Cécile	Caen の水車移動許可		逸失		[10]20
	<38>	88r	c.1135	notice	院長 Alicia	俗人へ土地譲渡、水車の修理義務賦課		逸失		[10]21
	<39>	88v	1217	notice	Raoul de Trois-Monts	Caen の水車をめぐる約定		逸失		[10]22

表 2 カルチュレールに収録されていないラ・トリニテ修道院関連文書

番号	年代	発給者・当事者	内 容	伝 来	備考[文書の対象地域 (N/E)]	[刊本] no.
<40>	1079-1101	T 院長 Mathilde, Cécile	サン＝テティエンヌ修道院へ土地譲渡 (授封)	Cal., SE (19s. copie)	[N]	[8] 25
<41>	1080-1083	E 王 William I, 王妃 Mathilde	Quettehou (N), Betdonia Tembrelia (E) 譲渡	vidimus (15s.), AC. H	[N]; 表1<10>末尾の原本?	[1] 65; [8] 15
<42>	1082	E 王 William I, 王妃 Mathilde	財産確認: N74所領 (pancarte, 表1<1>第二版)	copie (16s.), AC. H	[N]; 表1<1>短版(8所領非言及)	[8] 8 (version 1)
<43>	1109-1113	E 王 William I, 王妃 Mathilde	財産確認: N90所領 (pancarte, 表1<1>第三版)	copie (19s.), BN	[N]; 表1<1> + <17> + <18> + <19>	[8] 27
<44>	1131	E 王 Henry I	財産確認: E2所領 (Horstead/Thilshead)	copie (13s.), CA, PRO	[E]	[2] v, p. 160; [5] 1692
<45>	1142-1152	T 院長 Adeliz	Bourg-l'Abbesse (Caen) の屋敷地を譲渡	original, British Library	[N]	[10] Orig. 1
<46>	1153-1154	E 王 Stephen	Felstead における開墾地に関する権利譲渡	inspeximus (14s.), AC. H	[E]	[9] 427
<47>	1155-1158	E 王 Henry II	財産確認: E3所領 (writ)	copie (13s.), CA, PRO	[E]	[6] i, 66; [9] 427
<48>	1155-1158	E 王 Henry II	財産確認: E1所領 (writ)	inspeximus (14s.), AC. H	[E]	[6] i, 67; [9] 427
<49>	1155-1158	E 王 Henry II	財産確認: E1所領 (writ)	copie (13s.), CA, PRO	[E]	[6] i, 68; [9] 427
<50>	1155-1158?	E 王 Henry II	財産確認: E1所領 (writ)	vidimus (14s.), AC. H	[E]	[6] i, 69; [9] 427
<51>	1155-1162	E 王 Henry II	Simon of Felstead* による E 所領請負を確認	inspeximus (14s.), PRO	[E] * E 所領請負人	[4] 1; [3] pp. 392-3
<52>	1157-1184	T 院長, 修道女団	Tassilly の教会を司祭へ譲渡	original, AC. H	[N]	[10] Orig. 2
<53>	1163-1187	London 司教 Gilbert	Felstead 教会への T の権利確認	copie, AC. H	[E]	[9] 433
<54>	1163-1188	Archideacon Richard F	Felstead 教会をめぐる協定確認	copie, AC. H	[E]	[9] 434

<55>	1165-1198	Thomas d'Anguerny	Bourg-le-Duc (Caen)の土地を T へ譲渡	original, AC. H	[N]	[12] 3 (pp. 407-408)
<56>	1168-1178	T 院長 Dametta	Simon of Felstead* へ十人組検査権授与	inspeximus (14s.), PRO	[E]* E 所領請負人	[4] 2; [3] pp. 392-3
<57>	1175-1188	William of Felsted*	Pinbury 所領を J de V へ再請負化	original, AC. H	[E]* E 所領請負人	[4] 4; [9] 436
<58>	1178-1182	Thomas Bardulf	Elvaston の水車収入を T へ譲渡	original, AC. H	[E]	[10] Orig. 3; [9] 435
<59>	c.1180	John de Soligny	Beny-sur-Mer の土地を T へ譲渡	original, AC. H	[N]	[10] Orig. 4
<60>	1173-1183	T 院長 Jeanne	Caen の土地売却確認, 一部を T が賃貸	original, AC. H	[N]	[12] 2 (pp. 405-406)
<61>	1180-1182? **	E 王 Henry II	財産確認: N93所領/E8所領	original, AC. H	[NE] **年代は本文参照	[6] ii, 601; [9] 439

N : ノルマンディ
E : イングランド
T : ラ・トリニテ修道院

Cal., SE: Cartulaire (12-13s.) (現在では逸失), Saint-Etienne de Caen
AC. H: Archive du Calvados, H, Trinité de Caen
BN: Bibliothèque nationale de France
PRO: Public Record Office
CA : *Cartae Antiquae*

刊本典拠 (表 1・表 2 共通)

- [1] Bates, D. (ed.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum: the Acta of William I*, London, 1998.
 [2] *Calendar of Charter Rolls Preserved in the Public Record Office*, 6vols., 1903-27 (rep. 1972).
 [3] *Calendar of Patent Rolls Preserved in the Public Record Office*, I, Edward III (1327-1330), 1891 (rep. 1972).
 [4] Chibnall, M. (ed.), *Charters and Custumals of the Abbey of Holy Trinity Caen*, Oxford, 1982.
 [5] Davis, H.W.C./Johnson, C./Cronne, H.A. (eds.), *Regesta Regum Anglo-Normannorum*, II, Oxford, 1956.
 [6] Delisle, L./Berger, E. (éds.), *Recueil des Actes de Henri II*, 4vols., 1909-1924.
 [7] Fauroux, M. (éd.), *Recueil des actes des ducs de Normandie* (Mémoires de la Société Antiquaires de Normandie, XXXVI), Caen, 1961.
 [8] Musset, L., *Les actes de Guillaume le Conquérant et de la reine Mathilde pour les abbayes caennaises* (Mémoires de la Société Antiquaires de Normandie, XXXVII), Caen, 1967.
 [9] Round, J.H. (ed.), *Calendar of Documents Preserved in France. Illustrative of the History of Great Britain and Ireland*, I (A.D. 918-1216), London, 1899.
 [10] Walmsley, J. (ed.), *Charters and Custumals of the Abbey of Holy Trinity Caen, Part 2 The French Estates*, Oxford, 1994.
 [11] Haskins, Ch. H., *Norman Institutions*, New York, 1918 (rep. 1967).
 [12] Legras, H., *Le bourg de Caen*, Paris, 1911.

史 学 第七〇卷 第三・四号

Omnia itaq; regi p[ro]p[ri]e disponente clemencia.
 regis anglo[rum] rex excellentissim[us] ac nobilissim[us]
 n[ost]r[us] d[omi]n[us] Rob[ertus] comes fil[ius] comitis regis
 nav[ar]r[um] nobilissim[us] Baldouini videlicet ac d[omi]ni
 flandrensi[um] comitis filia. Regisq; fr[ancie] Hen-
 ric[us] nep[ot]is clarissim[us] Mathildis imperat[ricis] ce-
 nobi[um] in ead[em] in honore s[an]c[t]e et individue tri-
 nitatis marie[m] construxer[unt] et ibi q[ui]s s[an]cti
 alii sub regis laudis degen[er]at[is] conditio[n]e
 etq; aliam d[omi]ni p[ro]bitate consp[er]at[is] p[ro]bit[er] et
 singulis q[ui]b[us]q; obediens[is] queq; necess[ar]ia s[un]t
 co[n]p[er]at[is] unde sup[er]at[is] attribue[n]t[ur] de secret[is].
 ede[n]t[ur] itaq; secret[is] ad op[er]a p[ro]p[ri]e oblatione[m] al-
 t[ar]is et quicquid auri ut pallio[n]u[m] cenobio d[omi]ni
 fuerit. et libera altaria duar[um] p[ro]p[ri]ar[um] s[an]c[t]e uide-
 licet s[an]c[t]i stephani. et s[an]c[t]i marini cu[m] sepulchro s[an]c[t]i
 alii n[ost]r[us] p[ro]bit[er] ac p[ro]bit[er] sepulchro d[omi]ni
 ead[em] et vocat[ur] t[er]ra et quicquid inde tenebat
 in p[ro]p[ri]a s[an]c[t]i michaelis de ualcoch[is] et in molendi-
 no. l[oc]al[is] p[ro]p[ri]a salehe cu[m] om[n]ib[us] appendicijs.
 excepta amona. de canonicis p[ro]p[ri]e.
Constituer[unt] quoq; in eod[em] cenobio quatuor

manuscript notes
 in the left margin, partially obscured by ink.

manuscript notes
 in the left margin, partially obscured by ink.

一三〇 (四八〇)

① f. 18r [() 内は筆者による。以下同じ]

comitis filia. Robtu comitis soror contra eūde
 p̄dictū fr̄m suū saliceo Robtu comitē castri
 qd̄ dī hultio in constantino fr̄i cū omnib;
 ibidē ponemib; de auro suo mercata ē. Qd̄ p̄tea
 Guudo fil̄ suus inuiste sibi auferent; dedit illud
 Hugello uiccomiti. Si autē p̄fat̄ rugellus dixē
 rit se hoc iure hereditario habuisse sciendū est
 qz pater ei hoc aliter minime habuit nisi qz
 uiccomes erat eidē patri. e p̄cepto sibi comi
 tissa adeltz in sibi inde ueluti minister seruire.
 Que tandē omnia comitissa adeltz in una sua
 abbate sub nomine sc̄e & indiuidue remittant
 cadomi constituit libere & absolue p̄ salute aīe
 sue necn̄ & orationū congregationi illi parti
 cipatione absq; aliq; calūpnia concessit. Qd̄ totū
 factū est Anno .m̄. lxxv. incarnationis dñice
 in p̄sencia uidelicet. Manlōi anglozū regne
 Teste Balduino Gillelbi comitis filio. Hugone
 pincerna. Hugone de sode ut. Guillermo eidē
 comitisse capellano.

De institutione ecclie.

一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって

一三二 (四八二)

<7> 表題 (De institutione ecclesie)

noris nre ecclie scē trinitatis cadomi.

oy ay

N ostrichan habent. xxx. uilanos plenarios. et
dimidiū de praesertim. Vnq̄sq; eorū reddunt
annuū. iij. sol. et dimidiū. et tunc de p̄sent
formā. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos. ad na
tale dñi. i. xv. oua ad pascha. i. annos. i. v. annos
p̄ annuū dimidiā partē et ante natale. i. dimi
diā post natale. i. tunc. i. seminat de mō
semne. de uno q̄ porcorū. i. v. annos. i. d. p̄ annuū.
et q̄ndo ad milia capiunt allecta reddunt q̄d
tenet. c. Sep̄ hōies ibi habent q̄d allecta. i. v. annos
uocant q̄sq; eorū tenet om̄i sui. i. v. annos. i. v. annos
uma ad p̄sent maneria. i. reddunt p̄ annuū
xxi. d. i. q̄nta. i. v. annos. i. v. annos. de Colevilla.

Collaite

In Colevilla habent. xxv. annos. i. v. annos. i. v. annos
p̄ annuū. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos
dimidiā. In anno q̄ comes cap̄t fuit. h̄ctat de
s̄c̄o paulo dedit in uadimonio. i. v. annos. i. v. annos
i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos
diuinit̄ usq; ad. v. annos. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos
ti in uadimonio dedit ipsa. h̄ctat de s̄c̄o paulo
inf̄cti usq; ad. xv. annos. i. v. annos. i. v. annos. i. v. annos
sol reddet ad t̄m̄ū. de carpiket.

Carpiket

N carpiket habent. xij. uilanos et dimidiū.

一二世紀末ラ・トリニテ修道院のカルチュレールをめぐって

一三三 (四八三)

... theoderici & Willelmi, unūq; bordariū q̄ten.
 ... in bolgi. xx. acros terre & duas garbas dec
 qui reddunt. xl. solidos. de elemosina.
 Anno ad elemosinā dedit tertiā partē decime
 ... de om̄ib; cartis; unūq; et
 molitorū. atq; tertiā partē de Willelmo & in am
 blida unū molendinū. atq; tertiā unū carru
 ce. tresq; bordariol. cū. iij. libris hōib; & in
 monte boden unū rusticū. & duas partes de
 cime ac in goslberti uilla duas garbas dec
 ime de terra Willelmi canonicū. & decimā gemmū.
 quā Gys. de gemmū uilla dedit p̄ sua aīa. et
 in chechulmo unū molendinū cū tertiā unū car
 rugi & in angliscā uilla. xl. acros. & tertiā fa
 gi. cū om̄ib; appendiciis; decimā q̄ omnū
 bestiarū. baconūq; & caseorū q̄ de anglia p̄
 nobis afferent. P̄terea constituerē quādā
 feriā ante portū s̄c̄. trinitatis in octauis p̄
 reos̄ & concesserūt om̄i dignitatē suā red
 uille quā diu feria duraret in consuetudinib;
 & in theloniis sicut feriā p̄terā habebat. et
 illud redditū concesserunt ad uictū monachū.
 P̄terea constituerē ante cenobiū basilicā in honore
 s̄c̄i egidij. ubi pauperes sepelirent. eorūq; obtinere ac se
 pulture s̄c̄p̄ p̄sent ad eā elemosynaria. & quatuor
 canonicos principales ecclie. Hec s̄ redditiones ho

<8> 表題 (Hec sunt redditiones ho-)